

# 「中国での司法鑑定制度の概況」

弁理士 白洲 一新 白洲知的財産権事務所

## ● 目次

- 中国の司法鑑定
- 知的財産権司法鑑定
- 指定された司法鑑定機関
- 司法鑑定の事例
- 司法鑑定の用途

## ● 中国の司法鑑定

### ● 中国の司法鑑定—最高人民法院の「人民法院司法鑑定工作暫定規定」(2002年)

- 中国の司法鑑定は、司法サービスを目的とし、裁判所もしくは当事者の委任によって行う鑑定である。(第2条)
- 中国の司法鑑定機構は、司法機関により設立されたか、司法部によって指定された機構である。通常、常設組織を持ち、常設オフィスと専門職員を配置し、専門鑑定者リストが作られている。(第6条等)
- 中国の法律により、案件の真実状況を証明できる全ての事実が証拠となる。法定証拠として、物証、書証、証人証言、被害者陳述、犯罪容疑者或は被告人の陳述と弁解、鑑定結論、検証、検査記録、視聴資料等の7種類がある。
- 権威のある部門の統計によると、1986年から96年の間に、全国各級人民法院の監察医とその他司法鑑定案件総数は、2,392,867件に達した。そのうち刑事案件数が488,489件と全体の20.4%を占め、また民事案件数は1,342,574件と全体の56%を占め、経済案件数は20,124件と全体の0.9%を占め、その他案件数が541,860件と全体の22.6%を占める。

## ● 知的財産権司法鑑定

- 2005年2月28日に第10回全国人民代表大会常務委員会第14回会議で通過した中国鑑定制度の標準化を図る目的とする「全国人民代表大会常務委員会の司法鑑定管理問題に関する決定」(以下は「決定」と略称する)である。
- 司法鑑定とは、訴訟活動において、鑑定者が科学技術、専門知識を用いて、訴訟が及んだ専門性問題に対する鑑別と判断を行い、且つ鑑定意見を提供することである。
- 国務院司法行政部門が最高人民法院、最高人民検察院と協議し、確定した鑑定者と鑑定機構に対して登録管理及び鑑定業務を実施する鑑定者と鑑定機構に対して、登録管理制度を実施することになった。
- 「決定」に言及された鑑定業務以外に、実行中において、中国の司法鑑定業務には、コンピューター司法鑑定、建築工事司法鑑定、音声画像資料司法鑑定、知的財産権司法鑑定等の内容が含まれる。これらの司法鑑定については、その他関係する法律、法規により調整される。

## ● 指定された司法鑑定機関および鑑定人とその資格

● 「決定」の規定によると、**国務院司法行政部門は全国鑑定人及び鑑定機構の登録管理業務を担当する。省級人民政府の司法行政部門は、鑑定人及び鑑定機構の登録、名簿編成と公告に責任を持つ。**

● 捜査の必要性から捜査機関により設立された鑑定機構は、社会からの鑑定依頼業務を引受けてはいけない。また人民法院と司法行政部門は、鑑定機構を設立してはならず、各鑑定機構の間に従属関係を持たない。鑑定機構は司法鑑定業務の引受けにあたり、**地域範囲の限定制約がない。**

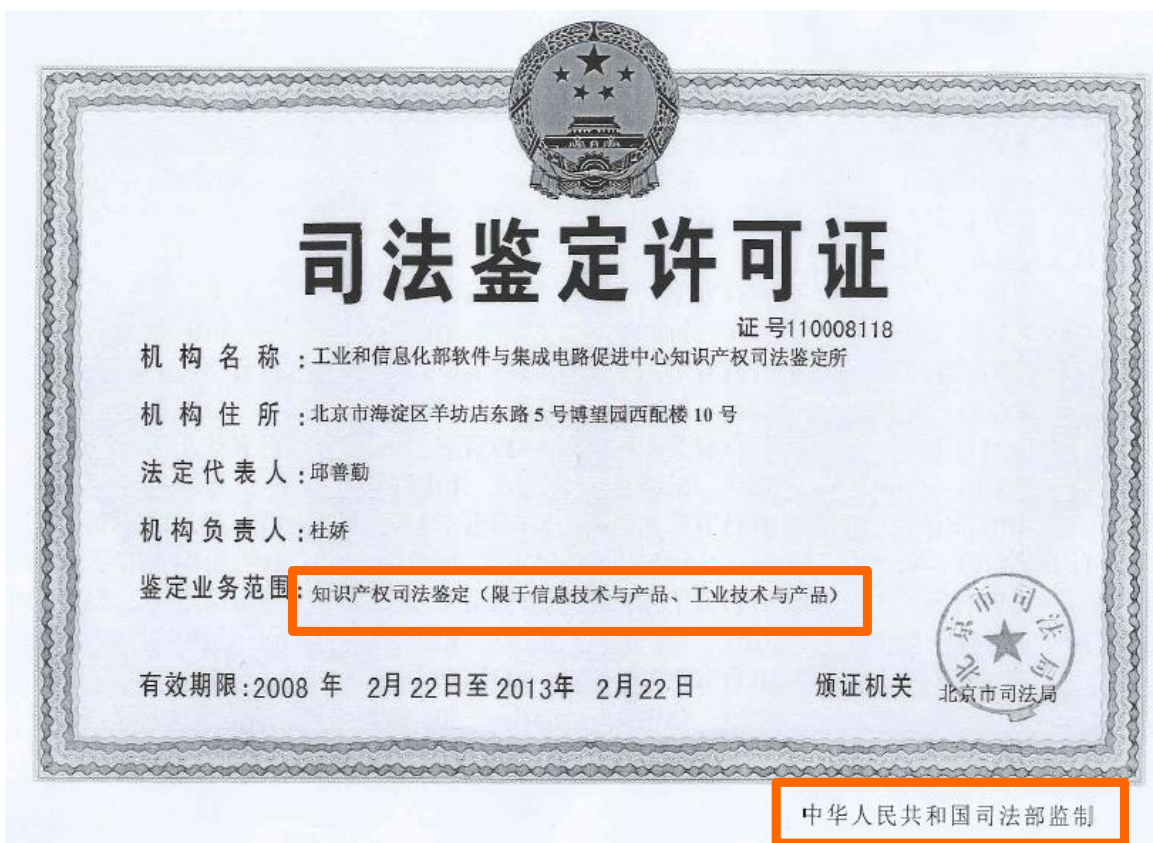
## ● 鑑定人とその資格

- 「決定」の規定により、下記条件の一つに満たす者が、司法鑑定業務に従事する登録申請ができる。
  - ①申請する司法鑑定業務に関して、高級専門技術の肩書を有する者。
  - ②申請する司法鑑定業務に関して、専門資格或いは相関大卒以上の学歴を持ち、関係業務に五年以上従事した者。
  - ③申請する司法鑑定業務に十年以上従事した職歴を持ち、高い専門技能を有する者。故意犯罪或いは職務過失で犯罪を犯して刑事処罰を受けた者、公職追放処分を受けた者及び鑑定資格が取消された者は、司法鑑定業務に従事してはいけない。
- 司法鑑定業務を申請する個人、法人或いはその他組織は、省級人民政府の司法行政部門の審査を経て、条件に満たした場合登録を許可し、鑑定人と鑑定機構名簿に編入され、公告される。
- 省級人民政府の司法行政部門は鑑定人或いは鑑定機構の追加及び削除登録状況に基づき、定期的に鑑定人及び鑑定機構名簿の更新と公告を行わなければならない。鑑定人は一つの鑑定機構に司法鑑定業務に従事すべきである。

- 協力先

- 工業・情報化部ソフトウェア・集積回路促進センター知的財産権司法鑑定所 (CSIP)

- 中華人民共和国科学技術部知識財産権センター (IPAC)



● 司法鑑定の実例 知財保護に関する100 典型判例（最高人民法院編）

法院の認定は以下の通りである。

専門家委員会が関係技術問題に対して行った技術鑑定の結論に基づき、 . . . . .

事件名	事件番号	司法鑑定
寧波市東方機芯総廠VS 江影金鈴五金製品有限公司の特許権侵害紛争事件	最高人民法院（（2001）民三提字第1号）	あり （信認）
伊莱利利公司（米国）VS 江蘇豪森薬業股分有限公司の特許権侵害紛争上訴民事裁定书	最高人民法院（（2002）民三終字第8号）	あり （信認）
佳靈電気製造有限公司と希望電子研究所、希望森蘭インバーター製造有限公司の営業秘密侵害に関する紛争事件	最高人民法院（（2001）民三終字第11号）	あり （信認）
無錫祥生医学影像有限責任公司 VS 海鷹企業集団有限責任公司の営業秘密権利侵害紛争事件	最高人民法院（（1999）知終字第3号）	あり （信認）
四川省広漢市三豊科技実業有限公司と四川省環保建設開發総公司等のノウハウ侵害に関する紛争事件	最高人民法院（（2000）知終字第2号）	あり （信認）
秦皇島撫天電源公司等と電子工業部第十八研究所等の営業秘密侵害に関する紛争事件	最高人民法院（（1997）知終字第1号）	あり （信認）

## ● PCT出願世界ランキング

2008 RANKING	POSITION CHANGED	APPLICANT'S NAME	COUNTRY OF ORIGIN	PCT APPLICATIONS PUBLISHED IN 2008	INCREASED OVER 2007
1	3	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	1737	372
2	-1	PANASONIC CORPORATION	JP	1729	-371
3	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	1551	-490
4	2	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA	JP	1364	366
5	0	ROBERT BOSCH GMBH	DE	1273	127
6	-3	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	DE	1089	-555
7	2	NOKIA CORPORATION	FI	1005	180
8	5	LG ELECTRONICS INC.	KR	992	273
9	12	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	SE	984	387
10	4	FUJITSU LIMITED	JP	983	275

出典：[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article\\_0002.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0002.html)



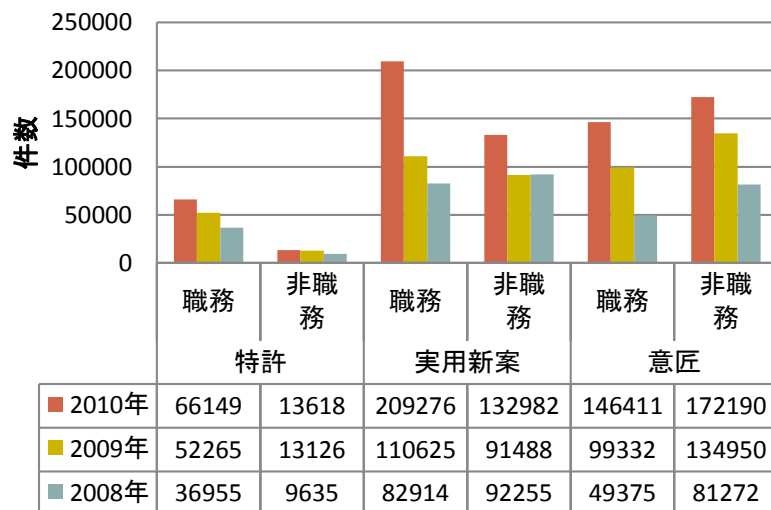
## ● PCT出願世界ランキング

2009 RANKING	POSITION CHANGED	APPLICANT'S NAME	COUNTRY OF ORIGIN	PCT APPLICATION PUBLISHED IN 2009	INCREASED OVER 2008
1	1	PANASONIC CORPORATION	JP	1,891	162
2	-1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	1,847	110
3	2	ROBERT BOSCH GMBH	DE	1,586	313
4	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	1,295	-256
5	6	QUALCOMM INCORPORATED	US	1,280	373
6	3	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	SE	1,240	256
7	1	LG ELECTRONICS INC.	KR	1,090	98
8	4	NEC CORPORATION	JP	1,069	244
9	-5	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA	JP	1,068	-296
10	3	SHARP KABUSHIKI KAISHA	JP	997	183

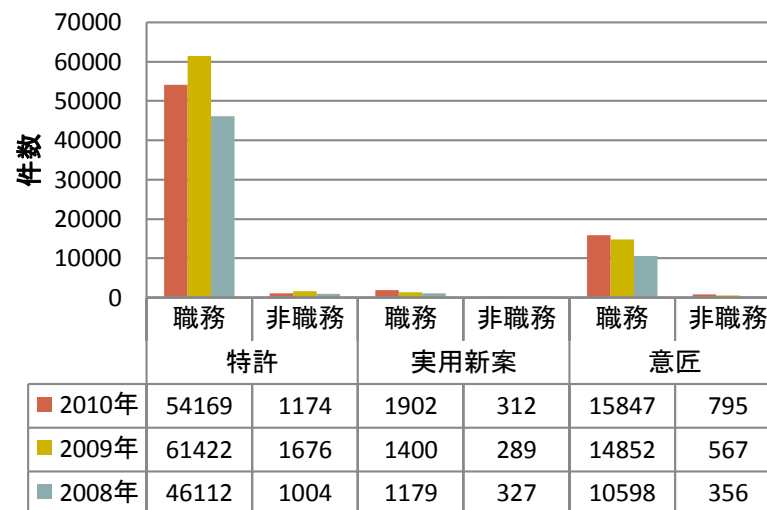
## ● PCT出願世界ランキング

2010 RANKING	POSITION CHANGED	APPLICANT'S NAME	COUNTRY OF ORIGIN	PCT APPLICATION PUBLISHED IN 2010	INCREASED OVER 2009
1	0	PANASONIC CORPORATION	Japan	2,154	263
2	20	ZTE CORPORATION	China	1,863	1,346
3	2	QUALCOMM INCORPORATED	United States of America	1,677	397
4	-2	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	China	1,528	-319
5	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	Netherlands	1,435	140
6	-3	ROBERT BOSCH GMBH	Germany	1,301	-287
7	0	LG ELECTRONICS INC.	Republic of Korea	1,298	208
8	2	SHARP KABUSHIKI KAISHA	Japan	1,286	289
9	-3	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	Sweden	1,149	-92
10	-2	NEC CORPORATION	Japan	1,106	37

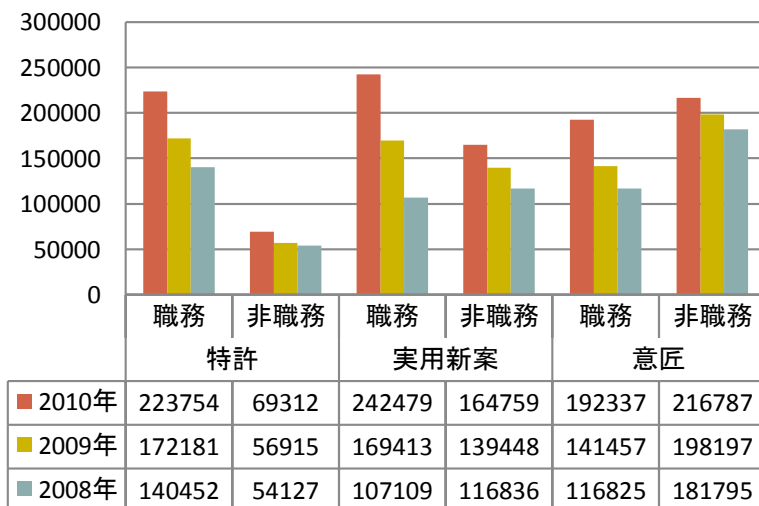
## ● 中国国内企業等への権利付与の件数



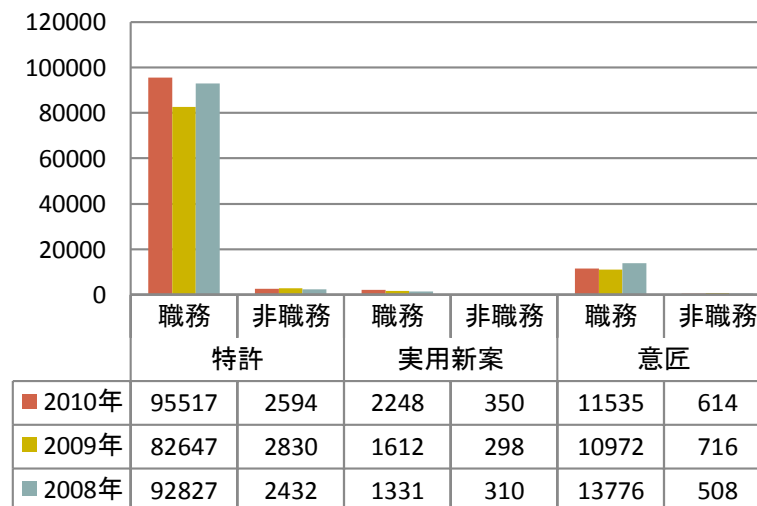
## ● 外国企業等への権利付与の件数



## ● 中国国内企業等の出願件数



## ● 外国企業等の出願件数



出典：中国特許庁のサイト

## ● 中国史上最高額の和解金で和解した実用新案権侵害訴訟事件

### ● 「敗訴」理由：

- フランスで使用している製品の改造品について特許出願をしていなかったこと
- 国内公知主義

### ● 和解金及び支払う側

- 23億円（推定）
- 仏シュナイダー社

### ● 和解条項

- 全世界における特許権等の不爭（不訴）条項

シュナイダー社事件の敗因	
・ 被告側の問題：	・ 政策上の問題
欧州の法制度の考え方で中国の訴訟を戦ったこと	国内公知主義、外国での証拠収集の困難度
中国のローカライズ化製品をサポートする特許出願を積極的にしてこなかったこと	実用新案権の氾濫
・ 被告側の成果	
中国というマーケットを失わずに和解に持ち込んだこと	

### これからアウェーで負けない中国知財戦略

- ・ 中国の特許・市場動向を事前に把握しておくこと
- ・ マクロ調査・ミクロな読み込み調査（侵害クリアランス調査）の必要性

## ● 中国審査基準

- 専利法第六一条第二項では、専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は**専利権者又は利害関係人**に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。（審査基準第五部第十章1）
- 利害関係人とは、例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人と専利権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第60条の規定に基づいて専利権侵害紛争について人民法院に提訴をし、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。**（被告は利害関係人ではない。）**
- 請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がなされなかったものとみなされる。（審査基準第五部第十章2）

## ● 原告（実用新案権者）

- 国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。

## ● 被告

- 国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることが**できない**。
- 公知技術の抗弁のため、無効審判の証拠のため、司法鑑定を求めるべきである。

## ● これからアウェーで負けない中国知財戦略

- 中国の特許・市場動向を事前に把握しておくこと
- マクロ調査・ミクロな読み込み調査（侵害クリアランス調査）の必要性

### ● 攻める戦略

- 特許出願による保護
- 無効審判の請求
- など

### ● 守る戦略

- 営業秘密のよる保護
  - 事前による営業秘密の司法鑑定
  - 日付付き司法鑑定書による営業秘密を事前認定

## ● 訴前の司法鑑定

- 訴訟に巻き込まれる前に、用意しておきたい証拠としての司法鑑定である。この際の司法鑑定は、当事者が特定の司法鑑定機構を自ら指名することができ、当該司法鑑定機関とのコミュニケーションをとることも可能である。
- ただし、司法鑑定機構の意見は、委託側の意見によって左右されることはない。
- 委託による司法鑑定結果について、自分の要望に沿わないものについて、その司法鑑定を中止させることができる。
- 当該訴前の司法鑑定について、訴訟時に証拠として提出された場合、裁判所によって無視されることは基本的にできず、訴訟相手の反対尋問の対象とされ、場合によっては、再鑑定のケースもある。その際の鑑定は右欄のある訴中の司法鑑定に従う。

## ● 訴中の司法鑑定

- 原則として、係争中の訴訟において、裁判所によって整理された争点について、裁判所によって指定された司法鑑定機関による司法鑑定をいう。その際の司法鑑定機構は、当事者による指名制で行い、共通の機構があれば、裁判官に指名によってその機構に司法鑑定させるが、一致するものがなければ、裁判官が自ら司法鑑定機構を指名することができる。
- 得られた鑑定報告書につき、当事者に反対尋問の機会を与えなければならない。
- 裁判官は、司法鑑定報告書、当事者による反対尋問の内容を総合して最終に心証を形成する。